

特定非営利活動法人NPO天童高原 天童高原スキー場安全報告書

第2ペアリフト

第3ペアリフト



平成27年度

1 利用者の皆様へ

天童高原スキー場が、天童市から特定非営利活動法人NPO天童高原に指定管理の業務委託を受け2年目の運営になります。

ファミリースキー場としてこれまで以上の安全、安心を最優先に、法令遵守と安全輸送に努めてまいりました。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について自ら振り返ると共に、広く御理解いただくために公表するものです。

特定非営利活動法人NPO天童高原
理事長 工藤 一夫

2 基本方針

運営理念の根本は安全の確保です。安全基本方針を次のように掲げ、理事長以下職員等に周知徹底しております。

- (1) 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程並びに実施細則をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を把握するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測によることなく確認の励行に努め、疑義のあるときは、上司の判断を仰ぎ、適切に処理します。
- (5) 事故、災害等が発生したときは、旅客の安全を最優先に行動し、速やかに適切に対応します。
- (6) 情報は漏れなく、迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 輸送の安全に関する技術、知識は、進んで取り入れ、研鑽に努めます。

3 安全目標

索道輸送安全目標は、平成24年度、25年度、天童市運営の2年間を引き継ぎ、昨年同様、人身障害事故の発生件数を0件とします。

4 事故等の発生状況

(1) 索道人身障害事故

平成27年度索道人身障害事故は、ありません。

(3年間連続、人身障害事故発生なし)

(2) 災害(地震や異常気象など)

平成27年度災害による運航停止は、ありません。

(3) インシデント(事故の兆候)

平成27年度インシデント(事故の兆候)はありません。

5 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

安全確保のため、シーズン営業開始前の平成27年12月7日から9日までの3日間職員研修会を実施しました。

今シーズンも新人職員が入社したこともあり、安全教育の他、設備、接遇に関する研修も行いました。



昨年度から、毎日営業運転終了後にヒヤリハットや業務の内容について、グループミーティングを実施して安全に対する意識向上と対策検討などを実施いたしました。



(2) 緊急時対応訓練

シーズン営業開始前に職員一同で救助訓練を実施し、合わせて地震時の対応要領やAEDと消火訓練も実施しました。



(3) 安全の維持

施設及び設備の点検、整備を定期的を実施し、合わせて索道メーカーによる定期点検を行い、安全を確認しております。

(4) 索道安全目標

スキーシーズン中の索道安全目標

期間 平成27年12月19日（土）～平成28年3月31日（木）

1 安全目標

(1) 索道人身傷害事故 0件

(2) 車両運転事故 0件

2 取組内容

(1) 利用者への適切な対応（特に小学校のスキー教室時の安全確保）

(2) 作業時の安全確保

(3) 異常気象時の情報収集と伝達の徹底

(4) 車両運転時における安全運転の徹底

(5) 体調管理の徹底

期間目標

期間 平成27年12月19日（土）～平成28年1月13日（水）

1 安全目標

(1) 索道人身障害事故 0件

(2) 車両運転事故 0件

2 取組内容

(1) 利用者への適切な対応

(2) 乗降場の整備とスキーコース整備の徹底

(3) リフト・建物周辺とゲレンデにおける安全点検実施

(4) 雪上車両安全運転管理規定の励行

期間 平成28年1月14日（木）～平成28年2月12日（金）

1 安全目標

- (1) 索道人身障害事故 0件
- (2) 車両運転事故 0件

2 取組内容

- (1) 利用者への適切な対応（特に小学校のスキー教室時の安全確保）
- (2) 体調管理の徹底及びインフルエンザ予防対策の実施
- (3) 異常気象時における情報収集と適切な伝達の徹底
- (4) 落雪等危険箇所の点検及び安全確保の徹底

期間 平成28年2月13日（土）～平成28年3月31日（木）

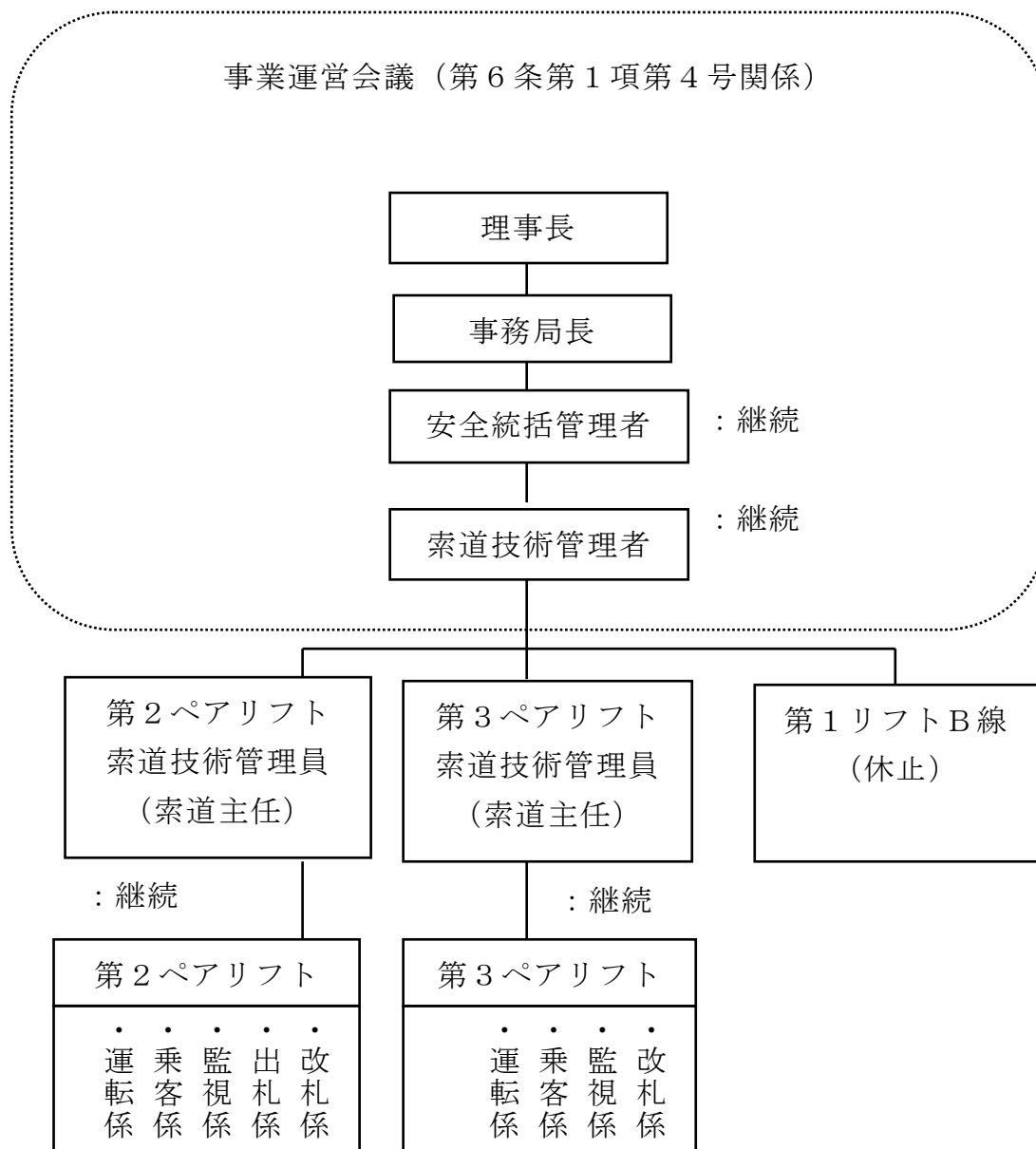
1 安全目標

- (1) 索道人身障害事故 0件
- (2) 車両運転事故 0件

2 取組内容

- (1) 利用者への適切な対応
- (2) 乗降場の適切な管理
- (3) ゲレンデ整備の徹底
- (4) 車両運転時における安全運転の徹底

6 平成27年度天童高原スキー場（特定非営利活動法人NPO天童高原）
安全管理体制



理事長	輸送の安全確保に関する最終的責任を負う。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員 (索道主任)	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

7 当スキー場をご利用の皆様へ（告知）

当スキー場では、皆様の安全を守るために最善の努力を尽くしています。ご利用の皆様は、次の事柄をご理解のうえ、別に定められた「スキー場の行動規則」を守って、事故のないようにしてください（スノーボーダーは、「スキー」を「スノーボード」と読み替えてください。）。

- (1) スキーには、次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により、避けるようにしてください。
 - ア 雪、風、霧など、天候による危険
 - イ 崖、凸、凹など、地形による危険
 - ウ アイスバーン、雪崩など、雪の状態による危険
 - エ 岩石、立木など、自然の障害物による危険
 - オ リフト施設、建物、雪上車両など、人工の障害物による危険
 - カ 他のスキーヤーとの接触による危険
 - キ 自らの失敗による危険
- (2) スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には、出ないでください。

どちらも万一出るときは、ご自分で一切の責任を負うことをご承知ください。
- (3) 保護者の目の届かない所でのお子様の単独行動は、お止め下さい。
- (4) 当スキー場では、この告知並びにスキー場の行動規則の無視及び軽視による事故は、責任を負いかねます。

以上の事柄を承知出来ない方は、このスキー場でのスキーをお断りします。

8 スキー場の行動規則

- (1) 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- (2) 地形、天候、雪質、技能、体調、混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 追い越す時は、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- (5) 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で座り込んではいけない。狭い所や上から見通せない所では、立ち止まることも慎まなければならない。転んだときは、すばやくコースをあげなければならない。
- (7) 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (8) スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。

- (9) 掲示、標識、場内放送等の注意を守り、スキーパトロール、スキー場係員の指示に従わなければならない。
- (10) 事故に出会ったときは、救助活動と通報に協力し、当事者、目撃者を問わず、身元を明らかにしなければならない。

9 ご連絡先

安全報告書へのご感想、NPO天童高原への取組みに対する、ご意見をお寄せください。

〒994-0104

山形県天童市大字田麦野1321

特定非営利活動法人NPO天童高原

電話：023-657-3628

FAX：023-657-3602

メール：info@tendokogen.or.jp